

新潟県後期高齢者医療広域連合監査基準の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年5月26日

新潟県後期高齢者医療広域連合監査委員 小柴 昭彦



新潟県後期高齢者医療広域連合監査委員訓令第1号

新潟県後期高齢者医療広域連合監査基準の一部を改正する規程

新潟県後期高齢者医療広域連合監査基準（平成19年新潟県後期高齢者医療広域連合監査委員訓令第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項を次のように改める。

監査、検査、審査その他の行為のうち、本基準における監査等は次に掲げるものとし、それぞれ当該各号に定めることを目的とする。

- (1) 財務監査（法第292条において準用する法第199条第1項） 財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること。
- (2) 行政監査（法第292条において準用する法第199条第2項） 事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること。
- (3) 財政援助団体等監査（法第292条において準用する法第199条第7項） 補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体、借入金の元金又は利子の支払を保証している団体、信託の受託者及び公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか監査すること。
- (4) 公金の収納又は支払事務に関する監査（法第292条において準用する法第235条の2第2項） 監査委員が必要を認めるとき、又は広域連合長の要求があるときに、指定金融機関等の公金出納事務が正確に行われているか監査すること。
- (5) 住民の直接請求に基づく監査（法第291条の6第1項において準用する法第75条第1項） 選挙権を有する者の50分の1以上の連署による請求に基づき、事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか

監査すること。

- (6) 議会の請求に基づく監査（法第292条において準用する法第98条第2項） 議会の請求に基づき、事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること。
- (7) 広域連合長の要求に基づく監査（法第292条において準用する法第199条第6項） 広域連合長の請求の基づき、事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること。
- (8) 住民監査請求に基づく監査（法第292条において準用する法第242条） 住民が、職員等による違法若しくは不当な財務会計上の行為又は財務会計上の怠る事実があると認め、監査請求を行ったときに、請求に理由があるか等監査すること。
- (9) 広域連合長の要求に基づく職員の賠償責任に関する監査（法第292条において準用する法第243条の2の8第3項） 広域連合長の要求に基づき職員が広域連合に損害を与えた事実があるか等監査すること。
- (10) 例月出納検査（法第292条において準用する法第235条の2第1項） 会計管理者の現金の出納事務が正確に行われているか検査すること。
- (11) 決算審査（法第292条において準用する法第233条第2項） 決算その他関係書類が法令に適合し、正確であるか審査すること。
- (12) 基金の運用状況審査（法第292条において準用する法第241条第5項） 基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われているか審査すること。

第9条第1項中「あたって」を「当たって」に改める。

第14条第1項中「第2条第1項第9号」を「同項第9号」に、「第2条第1項第4号」を「同項第4号」に改める。

第15条第1項から第3項までを次のように改める。

監査等の結果に関する報告等には、原則として次に掲げる事項その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

- (1) 本基準に準拠している旨
- (2) 監査等の種類
- (3) 監査等の対象
- (4) 監査等の着眼点
- (5) 監査等の主な実施内容
- (6) 監査等の実施場所及び日程
- (7) 監査等の結果
- (8) その他必要と認める事項

2 前項第7号の監査等の結果には、次の各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められる場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

- (1) 財務監査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること。
- (2) 行政監査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること。
- (3) 財政援助団体等監査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった財政援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われていること。
- (4) 公金の収納又は支払事務に関する監査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が正確に行われていること。
- (5) 住民の直接請求に基づく監査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること。
- (6) 議会の請求に基づく監査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること。
- (7) 広域連合長の要求に基づく監査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること。
- (8) 住民監査請求に基づく監査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が正確に行われていること。
- (9) 広域連合長の要求に基づく職員の賠償責任に関する監査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事実があること。
- (10) 例月出納検査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり検査した限りにおいて、会計管理者の現金の出納事務が正確に行われていること。
- (11) 決算審査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり審査した限りにおいて、決算その他関係書類が法令に適合し、正確であること。
- (12) 基金の運用状況審査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり審査した限りにおいて、広域連合長から提出された基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であると認められ、基金の運用が確実かつ効率的に行われていること。

3 第1項第7号の監査等の結果には、前項各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められない場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

第16条第1項を次のように改める。

監査等のうち、次に掲げる事項については、監査委員の合議によるものとする。

- (1) 監査の結果に関する報告（第2条第1項第1号から第3号まで、第5号、第6号、第7号及び第9号に定めるものに限る。以下同じ。）の決定
- (2) 監査の結果に関する報告に添える意見（法第292条において準用する法第199条第10項）の決定
- (3) 監査の結果に関する報告に係る勧告の決定
- (4) 第2条第1項第9号に定める監査及び勧告
- (5) 決算審査に係る意見の決定（法第292条において準用する法第233条第3項）
- (6) 基金運用審査に係る意見の決定

第17条第1項を次のように改める。

監査委員は、監査の結果に関する報告の決定のうち、第2条第1項第1号から第3号まで、第5号、第6号、第7号及び第9号について、次に掲げる事項を監査委員全員の連名で公表するものとする。

- (1) 監査の結果に関する報告の内容
- (2) 監査の結果に関する報告に添える意見の内容
- (3) 監査の結果に関する報告に係る勧告の内容

第18条第3項中「かつ」を削る。

附 則

この規定は、令和7年5月26日から施行する。

新潟県後期高齢者医療広域連合監査基準

新旧対照表

改正後（案）	現行
<p style="text-align: center;">（監査等の範囲及び目的）</p> <p>第2条 監査、検査、審査その他の行為のうち、本基準における監査等は次に掲げるものとし、それぞれ当該各号に定めることを目的とする。</p> <p><u>（1）</u> 財務監査（法第292条において準用する法第199条第1項） 財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること。</p> <p><u>（2）</u> 行政監査（法第292条において準用する法第199条第2項） 事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること。</p> <p><u>（3）</u> 財政援助団体等監査（法第292条において準用する法第199条第7項） 補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体、借入金の元金又は利子の支払を保証している団体、信託の受託者及び公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか監査すること。</p> <p><u>（4）</u> 公金の収納又は支払事務に関する監査（法第292条において準用する法第235条の2第2項） 監査委員が必要を認めるとき、又は</p>	<p style="text-align: center;">（監査等の範囲及び目的）</p> <p>第2条 監査、検査、審査その他の行為のうち、本基準における監査等は次に掲げるものとし、それぞれ当該各号に定めることを目的とする。</p> <p>一 財務監査（法第292条において準用する法第199条第1項） 財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること</p> <p>二 行政監査（法第292条において準用する法第199条第2項） 事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること</p> <p>三 財政援助団体等監査（法第292条において準用する法第199条第7項） 補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体、借入金の元金又は利子の支払を保証している団体、信託の受託者及び公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか監査すること</p> <p>四 公金の収納又は支払事務に関する監査（法第292条において準用する法第235条の2第2項） 監査委員が必要を認めるとき、又は</p>

広域連合長の要求があるときに、指定金融機関等の公金出納事務が正確に行われているか監査すること。

(5) 住民の直接請求に基づく監査（法第291条の6第1項において準用する法第75条第1項） 選挙権を有する者の50分の1以上の連署による請求に基づき、事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること。

(6) 議会の請求に基づく監査（法第292条において準用する法第98条第2項） 議会の請求に基づき、事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること。

(7) 広域連合長の要求に基づく監査（法第292条において準用する法第199条第6項） 広域連合長の請求の基づき、事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること。

(8) 住民監査請求に基づく監査（法第292条において準用する法第242条） 住民が、職員等による違法若しくは不当な財務会計上の行為又は財務会計上の怠る事実があると認め、監査請求を行ったときに、請求に理由があるか等監査すること。

(9) 広域連合長の要求に基づく職員の賠償責任に関する監査（法第292条において準用する法第243条の2の8第3項） 広域連合長の要求に基づき職員が広域連合に損害を与えた事実があるか等監査す

広域連合長の要求があるときに、指定金融機関等の公金出納事務が正確に行われているか監査すること。

五 住民の直接請求に基づく監査（法第291条の6第1項において準用する法第75条第1項） 選挙権を有する者の50分の1以上の連署による請求に基づき、事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること。

六 議会の請求に基づく監査（法第292条において準用する法第98条第2項） 議会の請求に基づき、事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること。

七 広域連合長の要求に基づく監査（法第292条において準用する法第199条第6項） 広域連合長の請求の基づき、事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること。

八 住民監査請求に基づく監査（法第292条において準用する法第242条） 住民が、職員等による違法若しくは不当な財務会計上の行為又は財務会計上の怠る事実があると認め、監査請求を行ったときに、請求に理由があるか等監査すること。

九 広域連合長の要求に基づく職員の賠償責任に関する監査（法第292条において準用する法第243条の2第3項） 広域連合長の要求に基づき職員が広域連合に損害を与えた事実があるか等監査す

ること。

(10) 例月出納検査（法第292条において準用する法第235条の2第1項） 会計管理者の現金の出納事務が正確に行われているか検査すること。

(11) 決算審査（法第292条において準用する法第233条第2項） 決算その他関係書類が法令に適合し、(削除) 正確であるか審査すること。

(12) 基金の運用状況審査（法第292条において準用する法第241条第5項） 基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われているか審査すること。

2～3 （略）

第3条～第8条 （略）

（内部統制に依拠した監査等）

第9条 前条のリスクの内容及び程度の検討に当たっては、内部統制の整備状況及び運用状況について情報を集め、判断するものとする。

2 （略）

第10条～第13条 （略）

（監査等の結果に関する報告等の作成及び提出）

第14条 監査委員は、監査（第2条第1項第8号の監査を除く）又は検査を終了したときは、結果に関する報告を作成し議会及び広域連合長等（同項 第9号の監査においては広域連合長）へ提出するものと

ること

十 例月出納検査（法第292条において準用する法第235条の2第1項） 会計管理者の現金の出納事務が正確に行われているか検査すること

十一 決算審査（法第292条において準用する法第233条第2項） 決算その他関係書類が法令に適合し、かつ、 正確であるか審査すること

十二 基金の運用状況審査（法第292条において準用する法第241条第5項） 基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われているか審査すること

2～3 （略）

第3条～第8条 （略）

（内部統制に依拠した監査等）

第9条 前条のリスクの内容及び程度の検討にあたっては、内部統制の整備状況及び運用状況について情報を集め、判断するものとする。

2 （略）

第10条～第13条 （略）

（監査等の結果に関する報告等の作成及び提出）

第14条 監査委員は、監査（第2条第1項第8号の監査を除く）又は検査を終了したときは、結果に関する報告を作成し議会及び広域連合長等（第2条第1項第9号の監査においては広域連合長）へ提出するものと

する。なお、監査（同項 第4号、第8号及び第9号を除く）の結果に基づいて、必要があると認める場合は、結果に関する報告に添えて意見（法第292条において準用する法第199条第10項）を提出するとともに、当該報告のうち特に措置を講じる必要があると認める事項については勧告（法第292条において準用する法第199条第11項）することができる。

2 （略）

（監査等の結果に関する報告等への記載事項）

第15条 監査等の結果に関する報告等には、原則として次に掲げる事項その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

- （1） 本基準に準拠している旨
- （2） 監査等の種類
- （3） 監査等の対象
- （4） 監査等の着眼点
- （5） 監査等の主な実施内容
- （6） 監査等の実施場所及び日程
- （7） 監査等の結果
- （8） その他必要と認める事項

2 前項第7号の監査等の結果には、次の各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められる場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

する。なお、監査（第2条第1項第4号、第8号及び第9号を除く）の結果に基づいて、必要があると認める場合は、結果に関する報告に添えて意見（法第292条において準用する法第199条第10項）を提出するとともに、当該報告のうち特に措置を講じる必要があると認める事項については勧告（法第292条において準用する法第199条第11項）することができる。

2 （略）

（監査等の結果に関する報告等への記載事項）

第15条 監査等の結果に関する報告等には、原則として次に掲げる事項その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

- 一 本基準に準拠している旨
- 二 監査等の種類
- 三 監査等の対象
- 四 監査等の着眼点
- 五 監査等の主な実施内容
- 六 監査等の実施場所及び日程
- 七 監査等の結果
- 八 その他必要と認める事項

2 前項第七号の監査等の結果には、次の各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められる場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

(1) 財務監査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり監査
した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること。

(2) 行政監査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり監査
した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること。

(3) 財政援助団体等監査 前項第1号から第6号までの記載事項の
とおり監査した限りにおいて、監査の対象となった財政援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われていること。

(4) 公金の収納又は支払事務に関する監査 前項第1号から第6号
までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が正確に行われていること。

(5) 住民の直接請求に基づく監査 前項第1号から第6号までの記
載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること。

(6) 議会の請求に基づく監査 前項第1号から第6号までの記載事
項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、

一 財務監査 前項第一号から第六号までの記載事項のとおり監
査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること。

二 行政監査 前項第一号から第六号までの記載事項のとおり監
査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること。

三 財政援助団体等監査 前項第一号から第六号までの記載事項
のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった財政援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われていること。

四 公金の収納又は支払事務に関する監査 前項第一号から第六
号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が正確に行われていること。

五 住民の直接請求に基づく監査 前項第一号から第六号までの
記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること。

六 議会の請求に基づく監査 前項第一号から第六号までの記載
事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、

その組織及び運営の合理化に努めていること。

(7) 広域連合長の要求に基づく監査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること。

(8) 住民監査請求に基づく監査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が正確に行われていること。

(9) 広域連合長の要求に基づく職員の賠償責任に関する監査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事実があること。

(10) 例月出納検査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり検査した限りにおいて、会計管理者の現金の出納事務が正確に行われていること。

(11) 決算審査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり審査した限りにおいて、決算その他関係書類が法令に適合し、(削除) 正確であること。

(12) 基金の運用状況審査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり審査した限りにおいて、広域連合長から提出された基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であると認められ、基金の運用が確実かつ効率的に行われていること。

3 第1項第7号の監査等の結果には、前項各号に掲げる監査等の種類に

その組織及び運営の合理化に努めていること。

七 広域連合長の要求に基づく監査 前項第一号から第六号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること。

八 住民監査請求に基づく監査 前項第一号から第六号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が正確に行われていること。

九 広域連合長の要求に基づく職員の賠償責任に関する監査 前項第一号から第六号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事実があること。

十 例月出納検査 前項第一号から第六号までの記載事項のとおり検査した限りにおいて、会計管理者の現金の出納事務が正確に行われていること。

十一 決算審査 前項第一号から第六号までの記載事項のとおり審査した限りにおいて、決算その他関係書類が法令に適合し、かつ 正確であること。

十二 基金の運用状況審査 前項第一号から第六号までの記載事項のとおり審査した限りにおいて、広域連合長から提出された基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であると認められ、基金の運用が確実かつ効率的に行われていること。

3 第一項第七号の監査等の結果には、前項各号に掲げる監査等の種類に

応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められない場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

4 (略)

(合議)

第16条 監査等のうち、次に掲げる事項については、監査委員の合議によるものとする。

一 監査の結果に関する報告（第2条第1項第1号から第3号まで、第5号、第6号、第7号及び第9号に定めるものに限る。以下同じ。）の決定

二 監査の結果に関する報告に添える意見（法第292条において準用する法第199条第10項）の決定

三 監査の結果に関する報告に係る勧告の決定

四 第2条第1項第9号に定める監査及び勧告

五 決算審査に係る意見の決定（法第292条において準用する法第233条第3項）

六 基金運用審査に係る意見の決定

2 (略)

(公表)

第17条 監査委員は、監査の結果に関する報告の決定のうち、第2条第1項第1号から第3号まで、第5号、第6号、第7号及び第9号について、次に掲げる事項を監査委員全員の連名で公表するものとする。

応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められない場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

4 (略)

(合議)

第16条 監査等のうち、次に掲げる事項については、監査委員の合議によるものとする。

一 監査の結果に関する報告（第2条第1項第1号から第3号まで、第5号、第6号、第7号及び第9号に定めるものに限る。以下同じ。）の決定

二 監査の結果に関する報告に添える意見（法第292条において準用する法第199条第10項）の決定

三 監査の結果に関する報告に係る勧告の決定

四 第2条第1項第9号に定める監査及び勧告

五 決算審査に係る意見の決定（法第292条において準用する法第233条第3項）

六 基金運用審査に係る意見の決定

2 (略)

(公表)

第17条 監査委員は、監査の結果に関する報告の決定のうち、第2条第1項第1号から第3号まで、第5号、第6号、第7号及び第9号について、次に掲げる事項を監査委員全員の連名で公表するものとする。

- (1) 監査の結果に関する報告の内容
- (2) 監査の結果に関する報告に添える意見の内容
- (3) 監査の結果に関する報告に係る勧告の内容
(措置状況の公表等)

第18条 (略)

2 (略)

3 第2条第1項第9号の住民監査請求に係る勧告に基づき、議会又は広域連合長等から必要な措置を講じた旨通知があったときは、これを請求人に通知し、(削除)公表しなければならない。

- 一 監査の結果に関する報告の内容
- 二 監査の結果に関する報告に添える意見の内容
- 三 監査の結果に関する報告に係る勧告の内容
(措置状況の公表等)

第18条 (略)

2 (略)

3 第2条第1項第9号の住民監査請求に係る勧告に基づき、議会又は広域連合長等から必要な措置を講じた旨通知があったときは、これを請求人に通知し、かつ公表しなければならない。

附 則

本基準は、令和7年5月26日から施行する。